

表 1
配偶者控除と配偶者特別控除の変更内容

配偶者控除	控除を受ける人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1000万円を超えると控除が適用されません。
配偶者特別控除	- 被扶養者である配偶者の合計所得の上限が123万円まで拡大されました。(給与収入のみの場合 201 万 6000 円未満まで) - 控除を受ける人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少します。

配偶者控除、配偶者特別控除とは、要件を満たす配偶者がいる場合に配偶者の合計所得金額にに応じて適用される控除で、課税をする前年の12月31日時点で、適用要件に該当するかを判断します。控除の適用により税額が減額となる場合があります。

これらの控除は、平成31年度の住民税から適用範囲と控除額が変更になります。各控除の変更内容については表1をご覧ください。

また、配偶者控除と配偶者特別

表 2
配偶者控除と配偶者特別控除の適用要件(平成31年度以降)

	控除適用の要件	扶養者としての扱い・非課税限度への影響
配偶者控除	1 控除を受ける人のその年における合計所得金額が1000万円以下 2 民法の規定による配偶者(内縁関係の人は該当しない) 3 控除を受ける人と生計を一にしている 4 年間の合計所得金額が38万円以下 5 青色または白色申告者の専従者でない	- 税法上の扶養とし、扶養控除の該当する者として取り扱う - 控除を受ける人の非課税限度額に影響あり
配偶者特別控除	1 控除を受ける人のその年における合計所得金額が1000万円以下 2 配偶者が、次の四つの要件すべてに当てはまること (1) 民法の規定による配偶者(内縁関係の人は該当しない) (2) 控除を受ける人と生計を一にしていること (3) 青色または白色申告者の専従者でない (4) 年間の合計所得金額が38万円超から123万円以下	- 控除額は生じるが、税法上の扶養に該当しない - 控除を受ける人の非課税限度額に影響なし

控除の要件および控除額などは、表2と表3をご覧ください。なお、控除を受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみの場合103万円以下、65歳以上^{※1}の年金収入のみの場合158万円以下)の人は、今回の変更による影響はありません。

配偶者控除または配偶者特別控除を適用する場合は、確定申告、市民税・道民税の申告、年末調整、公的年金の扶養親族等申告書などから控除の手続きをしてください。

※1 課税する年の1月1日時点で65歳以上の人

配偶者控除と配偶者特別控除の注意点

配偶者控除、配偶者特別控除ともに、被扶養者である配偶者本人の住民税額に影響はありません。これまでと同様に、配偶者本人の合計所得金額が非課税限度額^{※2}を超えると、均等割(年間5000円)という住民税が課税されます。さらに一定の金額を上回ると、所得金額と控除に応じて課税される所得割という住民税が課税されます。控除を受ける人およびその配偶者の所得や税控除は、税額や課税、非課税に影響し、各種行政サービスなどに関係する場合があります。詳細は、各種行政サービス業務担当部署へ問い合わせください。

※2 非課税限度額は扶養の人数や申告内容で異なります。詳細は市民税課へ問い合わせください。

表 3
配偶者控除額と配偶者特別控除額(平成31年度以降)

	配偶者の合計所得金額		控除を受ける人の合計所得ごとの控除額			配偶者の合計所得金額に対応する収入金額(参考)	
			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	給与収入のみ	年金収入のみ(65歳以上※1)
配偶者控除	配偶者が70歳未満	38万円以下	33万円	22万円	11万円	0円 ～ 103万円以下	0円 ～ 158万円以下
	配偶者が70歳以上		38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	38万円超 ～ 90万円以下		33万円	22万円	11万円	103万円超 ～ 155万円以下	158万円超 ～ 210万円以下
	90万円超 ～ 95万円以下		31万円	21万円	11万円	155万円超 ～ 160万円以下	210万円超 ～ 215万円以下
	95万円超 ～ 100万円以下		26万円	18万円	9万円	160万円超 ～ 166万8000円未満	215万円超 ～ 220万円以下
	100万円超 ～ 105万円以下		21万円	14万円	7万円	166万8000円以上 ～ 175万2000円未満	220万円超 ～ 225万円以下
	105万円超 ～ 110万円以下		16万円	11万円	6万円	175万2000円以上 ～ 183万2000円未満	225万円超 ～ 230万円以下
	110万円超 ～ 115万円以下		11万円	8万円	4万円	183万2000円以上 ～ 190万4000円未満	230万円超 ～ 235万円以下
	115万円超 ～ 120万円以下		6万円	4万円	2万円	190万4000円以上 ～ 197万2000円未満	235万円超 ～ 240万円以下
	120万円超 ～ 123万円以下		3万円	2万円	1万円	197万2000円以上 ～ 201万6000円未満	240万円超 ～ 243万円以下
	123万円超 ～		控除対象外			201万6000円以上 ～	243万円超 ～

- ・配偶者控除は、課税する年の1月1日に、配偶者の年齢が70歳未満か70歳以上かによって控除額が変わります。
- ・控除を受ける人の合計所得金額が1000万円超の場合は控除が受けられません。



配偶者控除および配偶者特別控除の改正

平成31年度の住民税から適用

平成29年度税制改正により、平成31年度の住民税から、配偶者控除と配偶者特別控除が見直されます。平成30年中の所得金額に基づいて、平成31年度の住民税を計算します。

問い合わせ
市民税課(市庁舎2階、☎65・4120)

配偶者控除と配偶者特別控除の見直し